

带状疱疹予防接種助成事業の実施について

町では、带状疱疹の発症を予防し、罹患後の重症化や後遺症を防ぐことを目的に、接種費用の半額を助成しています。

接種を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ、お申込みください。

■ 带状疱疹とは

加齢などによって免疫が低下したときに水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化することで発症。多くの場合、带状疱疹は皮疹の発生から3週間ほどで治癒しますが、中には重症化し入院が必要な場合もあり、症状が治っても皮膚に痕が残る場合や、一部の患者では带状疱疹神経痛という合併症によって痛みが続くことがあり、日常生活の支障となります。

1 対象者

町の住民基本台帳に登録されている

○50歳以上（定期接種の対象者を除く）

○带状疱疹の発症リスクが高いと考えられる18歳以上（＊）

＊印は以下のような状態の人が対象となります

- ・病気や治療により免疫に異常のある人、免疫機能が低下した人又は低下する可能性がある人
- ・それ以外で、医師により接種が必要と認められた人

2 助成額

1回につき11,000円（上限2回まで）

＊自己負担額：1回につき11,000円

3 接種方法

不活化ワクチン（組換えワクチン）2回の筋肉内注射

＊本ワクチンは、2回接種することで、十分な予防効果が得られますので、必ず2回接種しましょう。

4 接種間隔

○50歳以上の方は、1回目の接種から2か月の間隔をおいて（最長6か月までに）2回目を接種。

○带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の方は、1～2か月の間隔をおいて（最長6か月までに）2回目を接種。

＊助成事業の対象は、使用するワクチンの用法で示されている接種間隔に限りますので、ご注意ください。

5 予防効果

本ワクチン接種により、50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%の発症予防効果があります。水ぼうそうにかかったことがある人は、既に水痘・带状疱疹ウイルスに対する免疫を獲得していますが、年齢とともに弱ってしまうため、改めてワクチン接種を行い、免疫を強化することで带状疱疹を予防します。

6 申込先・接種場所（事前予約が必要です）

標津病院（Tel82-2111）標津町北1条西5丁目6番1-1号

受付時間 午前9時～午後5時まで（土・日・祝日を除く）

〔留意点〕

令和7年度から带状疱疹予防接種（定期接種）開始に伴い、次の方は定期接種の対象となります。

①年度内に65歳を迎える方

②60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する身体障害者手帳1級の交付者の方（接種日年齢）

＜経過措置＞

令和7年度から5年間の経過措置として、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える方及び令和7年度に限り、100歳以上の方は全員、定期接種の対象となります。

*①及び経過措置の対象となる方には、各年度に個別通知を送付します。

＜お問合せ先＞ 保健福祉センターひまわり 管理・保健予防担当 Tel82-1515